

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

広域連合お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

令和6年8月1日には、令和7年7月31日まで有効な健康保険証を皆様にお届けします。

■令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります。

マイナンバーカードと保険証が一体化されますが、令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、令和7年7月末まで引き続き使用できます。

令和6年12月2日以降、後期高齢者医療制度の被保険者となられた方や、負担割合の変更があった方で、以下に該当する場合に被保険者番号や負担割合等を記載した「資格確認書」を交付する予定です。

- マイナンバーカードを持っていない方
- マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録を行っていない方
- その他、何らかの理由で、マイナ保険証の利用が困難な方等

■医療機関等を受診する場合、以下のいずれもお使いいただけます(有効なものに限ります)。

- ・ 現行の保険証
- ・ マイナ保険証
- ・ 資格確認書



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイ ナン バ ー
0120-95-0178

受付時間 (年末年始を除く)

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分



還付金詐欺にご注意ください!

千葉県内で、市(区)町村・金融機関などの職員を名乗った還付金詐欺が多発しています。

「お金が戻るのでATMへ行ってください」は詐欺です。

少しでもおかしいと感じたら、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署などにご相談ください。

犯行の手口
(一例)

市(区)町村・金融機関の職員をかたり「医療費の還付金が発生しており書類を送ったが手続きが済んでいない。申請期限が過ぎているが、今日であればATMで還付の手続きができる」等と言ってATMへ誘い出す。その後、ATMを操作させて、知らないうちに振り込ませて現金をだまし取る。

還付金詐欺にあわないために

口座番号、暗証番号などの
個人情報には教えない。

相手の身分(所属など)や
氏名を確認する。

一人で判断せず、家族や最寄りの
警察署などに相談する。

留守番電話やナンバーディスプレイ、
警告・通話録音機能を利用する。

